

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（ 〃 ）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（ 〃 ）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	2
○道路の区域変更（2件）（道路課）	3
正 誤	
◎正誤（平24・12・7付け 告示ほか）	4

告 示

高知県告示第552号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成25年9月4日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

橘浦加入区
高知県告示第553号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年5月高知県告示第408号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。
平成25年9月4日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

橘浦加入区
高知県告示第554号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。
平成25年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

1の(6)中「社団法人高知県私学退職金社団」を「一般社団法人高知県私学退職金社団」に改める。

高知県告示第555号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年8月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成25年9月6日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 作業期間
平成25年8月19日から平成26年1月31日まで
 - 作業地域
室戸市吉良川町の一部

高知県告示第556号
土佐市長から平成24年9月高知県告示第589号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成25年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第557号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成25年9月6日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 起業者の名称
四万十市
 - 事業の種類
(仮称)四万十市西土佐道の駅整備事業
 - 起業地
(1) 収用の部分
四万十市西土佐江川崎字ツルイノ前地内
(2) 使用の部分
なし
 - 事業の認定をした理由
平成25年7月10日に四万十市から申請があった(仮称)四万十市西土佐道の駅整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、四万十市が、西土佐江川崎地区に、商工・観光振興及び情報発信の一元化及び強化による交流人口の拡大のため、施策の有機的な連携を図り、及び推進する拠点施設として「(仮称)四万十市西土佐道の駅」(以下「道の駅」という。)を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である四万十市は、地方公共団体として、平成17年4月の合併時の「四万十市建設計画」において、道の駅の整備を主要事業と位置付けており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
四万十市は、本県の南西部に位置し、平成17年4月に旧中村市と旧幡多郡西土佐村とが合併して誕生した市である。日本最後の清流として有名な「四万十川」が南北に流れ、豊かな自然環境に恵まれている。その中でも西土佐地域(旧幡多郡西土佐村)は、四万十川中流域に位置し、中山間の豊かな自然及び景観を背景に清流及び原風景が広がり、農林水産資源、観光資源といった多様な地域資源を有する地域である。

しかしながら、少子高齢化及び過疎化の進展により、地域の活力が低下し、地域コミュニティの維持も難しくなってきているとともに、地域の主要産業である農林水産業は、生産者の高齢化及び担い手の不足が深刻で、価格の低迷等と相まって、年々厳しさを増しており、商工業においても、商店街の衰退等活力が低下してきている。

また、観光業も、情報発信の一元化が不十分で効果的な情報提供ができていないため、利用者数も頭打ちの状況で、地域コミュニティの衰退及び地域産業・経済の低迷により地域全体の活力が低下している。

一方、平成24年に四国横断自動車道の松山自動車道三間IC及び高知自動車道四万十町中央ICが開通したことにより、国道381号が愛媛県松山市から高知市方面をつなぐ広域的な交通網の主要路線となるとともに、国道

441号の改良も順次進められ、平成25年には、四万十市西土佐橋から同市岩間に至る網代バイパスが開通する予定で、四万十川流域の景勝地として有名な岩間沈下橋へのルートが整備されるなど、交流人口の拡大に向け交通便利性が格段に高まっており、東西を縦断する国道381号と四万十川沿いを南に走る国道441号との結節点に当たる西土佐江川崎地区は、地域経済の中心エリアとして、更に、愛媛県側の「北の玄関口」として、ますます重要な位置になってきている。

また、住民経済活動においても、地域の活性化に対する思いが強く、平成13年には地元生産者の組合組織による直販施設を開設し、地域の農産物及び加工品を中心に、地域の生鮮野菜、惣菜、弁当等を販売し、年々売上高を伸ばしているとともに、平成21年には地元素材にこだわったスイーツ店が併設され、地域住民の憩いの場にもなっている。更には、外販部会による愛媛県松山市への週2回の外販活動及び各種イベントでの外販活動並びに四万十川西部漁業協同組合「あゆ市場」をはじめ、地元商店、地域の女性グループなどによる多様な加工・販売組織も40団体以上育ってきており、住民意識調査結果でも、「道の駅」への期待の高さが伺える。

こうした状況から、西土佐江川崎地区に「道の駅」を整備することは、農林水産業の6次産業化の推進、地域の商店街及び観光施設への誘客による商工・観光振興並びに情報発信の一元化及び強化による交流人口の拡大に向け、拠点施設としての機能を果たすことで、地域全体への波及効果を創出し、地域産業・経済の活性化及び雇用の創出による住民所得の向上に資するとともに、地域住民が気軽に利用することができるコミュニティ機能を備えることで、高齢者等の生きがい及び交流並びに地域内外に人々が集いふれあう賑わいの空間を創出し、活力ある地域づくりを推進するものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

四万十市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条

例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、四万十市は、本件事業の施行に係る工事に当たっては、起業地への生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業は、道の駅を整備するものである。国道381号と国道441号との結節点であり、地域コミュニティの場として最も優位な西土佐江川崎地区で4箇所の候補地を挙げて比較検討している。河川側の埋立てが必要ないこと、施設利用者の利便性が良好であること、土地の利用に重大な支障がないこと等、社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、物産売場、飲食スペース、情報発信、施設利用者用トイレ及び駐車場スペース等として必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、少子高齢化及び過疎化の進展による地域の活力低下並びに農林水産業及び商工業の低迷の中で地域の衰退が懸念されており、基幹産業である農林水産業と豊かな地域資源とをいかした観光及び交流を柱とした活力のある地域づくりが強く望まれている。また、国道等の整備に伴い、交通便利性が高まっていることから、地域活性化を図るための拠点施設、更に地域住民のコミュニティ活動の拠点として活用される道の駅を整備する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認めら

れる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
四万十市西土佐総合支所

高知県告示第558号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

幡多郡黒潮町中ゾリ

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	幡多郡黒潮町川奥字リヨウヤシキ	397-1
2	〃 〃 〃 字中ゾリ山	981-ロ
3	〃 〃 〃 〃	981-20
4	〃 〃 〃 字ゴハイマキ	372-1
5	〃 〃 〃 字ナカゾリ	366-1
6	〃 〃 〃 字中ゾリ山	981-17
7	〃 〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃 字ナカゾリ	365-2 地先

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を県道秋丸佐賀線に沿って結んだ線により囲まれた区域内並

びに標柱5から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と5を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川 字ハゴイバ853番1	前	5.4 14.6	41
	後	6.0 20.6	41

高知県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町屋所字 北浦176番1から 長岡郡本山町屋所字 北浦763番7まで	前	4.6 15.3	93
	後	15.3 32.8	93

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・12・7	9498	○告示	1	左 (27)	<u>解除</u> に係る保安林の所在場所	解除 <u>予定</u> に係る保安林の所在場所
				左 (39)	<u>解除</u> に係る保安林の所在場所	解除 <u>予定</u> に係る保安林の所在場所
平25・6・14	9548	◎規則	7	右	検査を受けようとする牛	検査を受けよう <u>と</u> 牛